

相談支援センター

徳州園

ご利用案内

対象となる方

知的・精神・身体の障がい、難病のある方や
そのご家族、関係者の方々が対象となります。

相談受付時間

月曜日～金曜日 8:30～17:30
(年末年始 12/29～1/3 を除く)

相談支援事業所の役割

どのようなことをしているの??

地域で生活する障がいをお持ちの方やそのご家族、関係機関の皆様からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うことで、自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的、継続的に支援します。

どのような相談ができるの??

- いろんな事業所があるけれど、どこでどのような福祉サービスが受けられるのか知りたい。
 - 福祉サービスを利用したいけれど、手続きなどどうしたら良いのかわからない。
 - 今いる病院や施設を出て、地域の中で自分らしく生活したい。 etc...
- その他、障害福祉サービスのご利用についての情報提供や助言、サービス事業者等への連絡・調整、生活全般についての相談に応じます。



社会福祉法人南恵会の福祉サービスご利用までのお手続き

①申請

まずは相談者の方がお住いの市町村役場福祉課窓口に出向いていただきさまざまな事業所の紹介を受けます。

- ・ 福祉サービス利用の申請
- ・ 必要な書類の受領

社会福祉法人南恵会の相談支援センター徳州園
をお選びいただいた場合

②相談

相談支援専門員が福祉サービスご利用についての相談に応じ福祉サービスご利用計画の作成に向けて契約、聞き取りなどを行います。

③計画案の作成・交付

相談支援専門員が利用者さまと話し合った上で利用者さまに適した福祉サービスのご利用計画案を作成しそれを市町村役場福祉課に提出します。

④受給者証の発行

市町村役場福祉課より福祉サービスを利用するために必要な福祉サービス受給者証が発行されます。

⑤サービス担当者会議

福祉サービスご利用の計画案をより良い内容にするために、相談支援専門員、利用者さま（またはそのご家族）サービス提供事業者、関係機関（市町村役場福祉課や保健所など）が集まり話し合いをします。

⑥計画の作成・提出・受け渡し

相談支援専門員が福祉サービスご利用のための「サービス等利用計画書」を作成し、市町村役場福祉課へ提出、利用者さまに受け渡しを行います。

⑦福祉サービスの利用開始

サービス等利用計画書に基づき、ご希望の事業所等でのサービスをご利用していただきます。

⑧確認・変更・検討

サービスご利用開始後は相談支援専門員が定期的にサービスご利用の状況確認を行い（モニタリング）計画変更や見直し等を検討いたします。